



◆キャリアカフェ開催のお知らせ

学生の皆さん、キャリアカフェに参加しませんか？

今、あなたが心配していることを、先輩もほんの少し前に心配していたかもしれません。少し先を歩いている先輩と話してみましょう。理工系で学ぶ女子学生に卒業後も専門を生かして活躍してほしいとの思いから、「キャリアカフェ」を企画しました。「キャリアカフェ」は、社会で活躍中の20代から40代の静大出身女性と話ができる集まりです。お茶を飲みながら、キャリア形成に役立つヒントをもらったり、仕事に取り組む姿勢を学んだり、楽しく、ためになるひとときです。学生の皆さん、参加してみませんか？

育児休業や短時間勤務制度を利用しながら企業勤務を継続中の、工学部で学んだ先輩、農業協同組合で働きながら2児を育てる、農学部で学んだ先輩、等々が、経験を語り、質問に答えてくれます。

静岡キャンパス 平成22年10月28日(木)13:00~15:00 共通教育A棟5階大会議室

浜松キャンパス 平成22年10月21日(木)12:45~14:45 高柳記念館ラウンジ

(事前申し込みは不要です。当日、会場においで下さい。)

◆メンター制度が始まります！

女性大学院生やキャリア形成初期の女性研究者が、研究と生活との調和を図りつつ研究力をつけキャリアを築き続けていくために、同様の経験を持つ先輩研究者に気軽に相談できる体制を提供する目的で、メンター制度が制定されました。(平成22年9月1日)

メンター[相談を受ける人]となるのは、部局長から推薦された教員で、メンティ[相談する側]となれるのは次の方々です。メンティは、メンターリストからメンターを選ぶことができます。

- ①女性の大学院生
- ②女性の助教、専任講師、准教授
- ③有期雇用教職員就業規則の適用を受ける女性の特任助教、特任准教授
- ④有期雇用教職員就業規則の適用を受ける女性の学術研究員で博士号を持つ者

詳しくはこちらに>>>男女共同参画推進室 TEL:054-238-4346 sankaku-s@adb.shizuoka.ac.jp ご連絡ください。

◆新しく2つの支援制度ができました！ 対象となる方はご活用下さい！

【女性研究者の論文投稿支援制度】

1. 目的

文部科学省の平成22年度科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」事業の一環として、キャリア形成期の女性研究者の学術論文の投稿について援助を行うことにより、研究業績をあげることを支援し、より上位職の女性研究者を育成していくことを目的とする。

2. 対象者

- (1)①女性の助教、専任講師、准教授
②その他学長が必要と認める者
- (2)右記応募期間中に投稿する学術論文の筆頭著者

3. 内容

- (1)学術論文の投稿にかかる費用(外国語論文の校閲費、論文の外国語要旨の校閲費、論文投稿費、論文掲載費など)のうち1/2を支援する。
- (2)支援金額は、一人につき5万円を限度とする。
- (3)支援金額の限度内であれば、何度でも応募可能とする。

【学会参加時保育支援制度】

1. 目的

育児等により学会参加が困難な研究者に対し、学会参加を促進することを目的とする。

2. 対象者

本学の常勤の男女の研究者であり、育児等を行う者。

3. 内容

学会参加のためにかかった保育費の1/2を支援する。ただし、年間10,000円までを限度とする。

* * 2つの制度の共通事項 * *

支援(対象)期間:平成22年4月1日(木)から平成23年1月31日(月)まで。申請条件が整っていれば、平成22年4月1日まで遡って支援します。(来年度以降については、本支援の結果を踏まえて支援のあり方を検討します。)ホームページの要綱に基づき、必要書類を男女共同参画推進室までお送りください。

◆次世代認定マーク「くるみん」を取得しました(基準適合一般事業主認定)

本学は、平成22年8月16日付で、静岡労働局長の認定を受け、次世代認定マークを取得しました。

この認定を励みに、さらに仕事と子育ての両立支援の充実を図っていきたくて決意を新たにしました。

この基準適合一般事業主認定は「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、企業が子育て支援のための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に取得できるものです。

これにより、本学で作成する印刷物等に、認定マーク「くるみん」を使用することができるようになりました。

ご希望の方は担当係までご連絡願います。【担当】人事・労務チーム 電話 054-238-4419(内線 4419・2107)



◆男女共同参画社会基本法とは？

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置付け、平成11年6月に成立しました。日本国憲法にうたわれた「個人の尊重と法の下での平等」を実現するためになお一層の努力が必要とされていること、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応する上で、男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現は緊要な課題であるとの認識が、背景となっています。

この基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、次の5つの基本理念を打ち立てています。そして、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たさなくてはならない役割を定めています。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

* 基本法とは、国の制度・政策に関する理念、基本方針が示されているとともに、その方針に沿った措置を講ずべきことを定めている法律

◆男女共同参画推進室の取組み

男女共同参画セミナー

「イクメンのススメ～育休取得パパの体験談～」
が開かれました！

参加人数：126名

開催日時：平成22年6月30日(水)14:25-15:55

開催場所：静岡大学 静岡キャンパス 共通教育A棟 301

*浜松キャンパス 総合研究棟 10 階会議室(テレビ会議形式)



工学部オープンキャンパスにて 「女子高校生進学相談コーナー」 を開催しました！

開催日時：平成22年8月6日(金) 12:00～13:30

開催場所：浜松キャンパス

佐鳴会館

参加人数：女子高校生10名



男女共同参画ロゴマーク 学内投票

【案1】

【案2】

【案3】

静岡大学男女共同参画のロゴマークについて
学生、教職員の皆さん！

学内投票に参加してください！！

【投票方法】①3案から選択、②投票用紙に記入、

③男女共同参画推進室宛に送付

※投票用紙は、ホームページまたは学内で配布する
予定です。

【投票期間】平成22年10月1日(金)～10月29日(金)

【結果発表(予定)】平成22年11月にホームページ
で公表するとともに、Newsletter7号(2010年12月発
行予定)でお知らせする予定です。

【投票に関するホームページ】

<http://www.shizuoka.ac.jp/sankaku/internal/vote.html>



ロゴの説明

【案1】静大の「S」を使用し、男女が手を取り合って同じ方向を目指し進んでいく
【案2】真ん中の輪を支え合っている。輪の中の空洞は見る人により色々なイメージが入る

【案3】静岡大学を大きく「S」で表し、男性・女性共に支え合いながらハートフルな環境を作り、将来に向けて羽ばたく男女共同参画事業を象徴する

研究支援員制度

●研究支援員制度について

平成22年度後期「研究支援員制度(男女)利用者募集」を行いました。
*急に対応が必要な場合はいつでも、利用申請を受け付けます。

詳しくは↓

<http://www.oges.shizuoka.ac.jp/spr/t/top.html> (学内専用)

男女共同参画相談窓口

専用電話 054-238-4789

E-Mail: d-soudan@adb.shizuoka.ac.jp

* 秘密厳守 何でもご相談ください！

編集・発行

静岡大学男女共同参画推進室

〒422-8529 静岡市駿河区大谷836 TEL 054-238-4346 / 054-238-3052

E-Mail sankaku-s@adb.shizuoka.ac.jp <http://www.shizuoka.ac.jp/sankaku/index.html>